

# 大槌町町勢要覧作成業務委託仕様書

## 1 適用範囲

この仕様書は、大槌町が委託する「大槌町町勢要覧作成業務」（以下「業務」という。）に適用する。

## 2 業務の目的

令和元年より、第9次大槌町総合計画(以下、「総合計画」という。)がスタートし、4年が経過したこれまでの町政の歩み、東日本大震災津波からの復興及び総合計画に基づくこれからのまちづくりの基本理念等を網羅的にまとめることを目的として町勢要覧を作成する。

また、大槌町が有する自然、歴史、文化等、特有の魅力を、写真・グラフなどを用いて、視覚的に分かりやすく紹介し、当町の魅力を広く発信し、町への理解を深めてもらうことを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)

ただし業務の進捗により延長の場合あり

## 4 業務内容

### (1) 資料収集・企画編集・原稿作成

#### ① 資料収集について

町勢要覧に掲載する資料の収集・取材・写真撮影・整理等を行う

※町が保有するデータについては、受託者の求めに応じ提供するものとするが、それ以外のデータについては、受託者の責により収集するものとする。

#### ② 企画編集について

企画、構成、編集、デザイン、レイアウト等を行う。また、下記の項目を考慮し作成するものとする。

#### イ 掲載必須項目

・復興事業の進捗、震災の記憶、被災の概要を盛り込んだ企画とします。町の紹介として避けては通れない震災の記録を含みながらも、総合計画による将来像のイメージを通して未来の大槌町への希望、期待が持てるような企画。

・「町章と町民憲章、町の花、鳥、木、魚」「アクセス・町内マップ」「町の歴史(年表)」を含む内容とします。

#### ウ レイアウトについて

大槌町のイメージアップに繋がるよう、写真を中心に効果的にレイアウトを組み、読者の興味を惹くよう工夫する

#### ③ 原稿作成について

原稿の作成、翻訳、図表・イラストマップ・画像等の作成、点検、校正、監修等を行う

### (2) 印刷・製本・データ化・納品

① 町勢要覧の製版・印刷を行い、製本したものを納品する

② 町勢要覧を PDF および JPEG の形式に電子化し、媒体の納品を行う

③ 制作にあたり使用した写真や画像、イラスト等を収納した媒体の納品を行う

## 5 仕様・規格など

- (1) 発刊冊数 2,000 部
- (2) 企画寸法 A 4 版縦型を基本とします。
- (3) 紙質 表紙、中紙ともに、アート紙 110 kg以上を希望するとともに表紙は企画内容に最適な紙質とします。
- (4) 刷り色 フルカラー印刷とします。
- (5) ページ数 企画の範囲内としますが、16～24 ページ程度を希望します。

## 6 納品について

- (1) 完成品の納期限 令和 6 年 3 月 31 日  
ただし業務の進捗により延長の場合あり
- (2) 提出先  
担 当：協働地域づくり推進課震災伝承推進班  
所 在 地：〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町 1 番 3 号  
電話番号：0193-42-8718 (直通)  
F A X：0193-42-3855  
電子メールアドレス：densyo@town.otsuchi.iwate.jp

## 7 成果物について

提出を求める成果品は次のとおりとする。

- また、成果品の一部について、履行期間内かつ完成前であっても、求めにより提出すること。
- (1) 町勢要覧 2,000 部
  - (2) 利用した写真データ、イラスト、図等の電子データ
  - (3) その他担当課と協議の上成果品としたもの
  - (4) (1)、(2)、(3)に係る電子データ

## 8 留意事項

- (1) 本業履行前に総務課と協議の上、細部について調整を行ったうえで、業務に着手すること。
- (2) 原稿送付等の広報印刷に係る送付代金は、業者負担とする。

## 9 契約に関する条件等

- (1) 情報活用の制限について  
受託者は、この契約により知り得た一切の情報及び知見について学術的その他の活用をしてはならないこと。
- (2) 個人情報の保護について  
受託者は、この契約により知り得た個人情報について、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならないこと。
- (3) 再委託の制限について  
受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ担当課に対して、別途委託業務契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないこと。

(4) 資料及び成果の帰属について

本業務で得られた一切の資料及び成果は、原則として大槌町に帰属すること。

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した文書により担当課に報告すること。
- ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、担当課と協議を行うこと。

(6) その他

その他、契約等に関する詳細については、必要に応じ適宜定めるものとする。